

杉並区心身障害者助成団体基準

杉並区心身障害者団体助成要綱（以下、「要綱」という。）第3条に基づく、助成団体（以下「団体」という。）は、次の要件に適合していなければならない。

1 設立目的

団体の目的は、要綱の目的に沿ったものであること。

2 団体の要件

- (1) 団体は、障害者の社会参加を促進する活動を、区内において行っていること。
- (2) 団体は、政治上、宗教上の組織に属していないこと。
- (3) 団体は、会員の総意により民主的に運営されていること。
- (4) 団体は、会員の互選による代表者を1名置いていること。
- (5) 団体の主な収入は、会費、公的機関からの補助金、身体障害者福祉法第22条の趣旨により得られるもの、その他区長が認めたものであること。

3 会員

- (1) 団体は、要綱に規定する心身障害者又はその家族等によって、自主的に組織されていること。
- (2) 団体は、区内在住の会員が、原則30名以上で構成されていること。
- (3) 団体に所属する区内在住の障害者本人またはその家族のうち会則で定める会費を納めているものが前年度決算で原則30人以上いること。
- (4) 設立団体においては、申請時に30人以上が会費を納入済みであること。

4 会則

団体は、組織及び運営に関する会則を有していること。

5 事務所

団体は、区内に一定の事務所又は連絡場所を有していること。

6 会費

- (1) 会費は、団体の活動費として、定期的に会費を納入していること。
- (2) 会費は、社会通念上相当とされる金額であること。
- (3) 団体は、会費の納入が困難なものに対する会費減額又は免除の規定が団体の会則や会費納入通知書、そのほか団体が会員に提示する書類に記載があること。

7 活動内容

団体は定期的会合を持ち、次の活動を総合的に実施していること。

- (1) 訓練、研修、講習会
- (2) 教養の向上
- (3) スポーツ・レクリエーション
- (4) 地域社会との交流

8 簿冊の備え付け

団体は、次の簿冊等を備え付けていること。

- (1) 会員名簿
- (2) 現金出納簿（証票綴を別に作成）
- (3) 活動記録
- (4) 予算書及び決算書

9 経理

団体は、その活動にかかる収入及び支出の状況が明確で、8に掲げる帳簿等が事業完了後5年間保存してあること。

10 この基準の実施について、必要な事項は別に定める。